

五 薬物	一 医師 二 看護師 三 薬剤師 四 大学等において衛生、保健又は薬物に関する学科を修得して卒業した者 五 国又は地方公共団体の公務員として衛生又は保健に関する法令に関する事務に従事した者 六 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力を有する者
六 労働衛生法規	一 医師 二 看護師 三 大学等において労働、衛生又は保健に関する学科を修得して卒業した者 四 国又は地方公共団体の公務員として労働、衛生、保健又は船員に関する法令に関する事務に従事した者 五 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力を有する者
七 保健指導（救急処置及び看護法に関する実習を含む）	一 医師 二 看護師 三 大学等において衛生又は保健に関する学科を修得して卒業した者 四 国又は地方公共団体の公務員として衛生又は保健に関する法令に関する事務に従事した者 五 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力を有する者

（救命艇手規則の一部改正）

第四条 救命艇手規則（昭和三十七年運輸省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号イ中「甲区域をいう」の下に、「第十三条第一項第三号ロにおいて同じ」を加える。

第七条第一項第四号水中「国土交通大臣が認定するもの」を「第十二条及び第十三条の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下、「登録講習」という。）に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第十一条の二を第二十七条とし、第十二条を削り、第十三条に見出しとして、「手数料の納付」を付し、同条を第二十八条とする。

第十一条の次に次の十五条を加える。

（登録）

第十二条 第七条第四号水の登録は、登録講習を行おうとする者の申請により行つて、

2 第七条第四号水の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 登録を受けようとする者が登録講習の実施に関する事務（以下、「登録講習事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地
三 登録を受けようとする者が登録講習事務を開始する日

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類

イ 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本

ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書

三 講習に用いる別表に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類

四 講師の氏名及び経歴を記載した書類

五 講師が、次条第一項第三号に該当する者であることを証する書類

六 登録を受けようとする者が、次条第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

（登録の要件等）

第十三条 国土交通大臣は、前条の規定により申請のあった講習が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 別表に掲げる機械器具その他の設備を用いて講習を行うものであること。

二 次に掲げる科目について行われるものであること。

イ 船員としての一般知識

ロ 操縦に関する知識

ハ 旅客の誘導に関する知識

ニ 膨張式救命いかだ、救命設備及び信号装置に関する知識

ホ 船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令

ヘ 救命器具及び信号装置の取扱方法

ト 膨張式救命いかだの取扱方法

チ 膨張式救命いかだの備品の取扱方法

三 前号に掲げる科目にあっては、救命艇手適任証書を受有している者であつて、当該救命艇手適任証書を受けた後一年以上救命艇手として次のいずれかに該当する船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

イ 近海区域又は遠洋区域を航行区域とする船舶

ロ 乙区域又は甲区域内において従業する漁船

ハ 総トン数五百トン以上の練習船

2 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 法第八十八条第一項の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十三条の規定により第七条第四号水の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、登録講習事務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

3 第七条第四号水の登録は、登録講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録講習を行う者（以下、「登録講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 登録講習実施機関が登録講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四 登録講習実施機関が登録講習事務を開始する日

（登録の更新）

第十四条 第七条第四号水の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失つて、

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（登録講習事務の実施に係る義務）

第十五条 登録講習実施機関は、公正に、かつ、第十三条第一項各号に掲げる要件及び次の各号に掲げる基準に適合する方法により登録講習事務を行わなければならない。

一 講習は、講義及び実習により行われるものであること。

二 講習は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時間以上行つて、